

【資料 4】

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則の一部を改正する規則

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成27年大阪
市規則第177号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（組織） 第2条 委員会は、委員 <u>30人</u> 以内で組織する。 [2 略]	（組織） 第2条 委員会は、委員 <u>15人</u> 以内で組織する。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。